

杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱第10条の規定に基づき、応募書類の提出を受けた事業（以下「応募事業」という。）の事前選考及び審査を行うため、必要な事項を定める。

(事前質問)

第2条 審査員からの質問があった場合、指定期限までに書面による回答をしなければならない。

2 指定期限までに書面による回答がない場合、不採択となる場合がある。

(審査)

第3条 初期的支援部門及び継続的支援部門における審査は、書類審査とする。ただし、必要に応じて応募団体とのヒアリングによる審査を行うことができる。

(審査項目及び方法)

第4条 応募事業の審査は、審査項目及び方法を定めて行うものとする。

2 審査項目は、各号のとおりとし、次に掲げる区分によりそれぞれ5段階評価を行うものとする。

- (1)【公益性】特定の地域や団体ではなく、広く不特定かつ多数の利益になるか。
- (2)【自立性】支援金がなくなっても、継続できていく事業か。
- (3)【効果】やりたいだけではなく、杉戸のまちづくりにつながる効果が見込めるか。

区 分	評 価
特 に 評 価 で き る	5
評 価 で き る	4
普 通	3
あ ま り 評 価 で き な い	2
評 価 で き な い	1

3 審査は、次の手順により集計及び事業採択の判断を行うものとする。

- (1) 各委員は応募事業ごとに審査評価表（様式第1号）の作成を行う。
- (2) 各委員の審査評価表を審査集計表（様式第2号）にとりまとめ、この集計表をもとに委員の協議により、「採択」、「一部採択」、「不採択」の事業採択の判断を決するものとする。

(審査結果の報告)

第5条 応募事業の審査結果については、杉戸町みんなでつくるまちづくり支

援金審査委員会設置要綱第2条第2号の規定に基づき、審査報告書（様式第3号）により町長へ報告するものとする。

附 則

この改正は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年12月26日から施行する。

審 査 評 価 表

委員番号 _____

受付番号	団体名	個別項目（1 ～ 5 段階評価）			合計
		公益性	自立性	効果	

- 【公益性】 特定の地域や団体ではなく、広く不特定かつ多数の利益になるか
- 【自立性】 支援金がなくなっても、継続できていく事業か
- 【効果】 やりたいだけではなく、杉戸のまちづくりにつながる効果が見込めるか

様式第 2 号

審 查 集 計 表

[illegible]

様式第 3 号

審 査 報 告 書

応募事業名	
団 体 名	
事業採択	採 択 ・ 一部採択 ・ 不採択
交付要望額	
交付予定額	
【事業採択についての理由等】	